

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

2021 年 第 1 回 一部改正

2021 年 6 月 30 日 達 第 17 号

2021 年 1 月 27 日 技術委員会 審議

2021 年 6 月 30 日 達 第 17 号

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領の一部を改正する達

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

附属書 8-2.1 ディーゼル機関に備える排ガス再循環装置に対する特別規定

1 章 通則

1.2 用語

1.2.1 を次のように改める。

1.2.1 定義 (IMO 決議 MEPC.307(73)の附属書 2.3 関連)

本附属書で使用する用語は、次に掲げるところによる。

((1)から(3)は省略)

- (4) 「EGR 記録簿」とは、本附属書により要求される監視装置の保守及び整備に関する記録簿をいい、EGCS ガイドラインの関連規定に従ったものとすることができる。当該記録簿には、排ガス再循環装置からの残留物を貯蔵した量及び陸揚げした量~~並びに~~を、その時刻及び、日付を及び位置とともに含むものとするが、EGCS 記録簿にこれらを記録することとしても差し支えない。
- (5) (省略)

附 則

1. この達は、2021 年 6 月 30 日から施行する。